

参 考

(例規等)

会津若松市防災会議条例

(昭和 37 年 会津若松市条例第 43 号)

(最終改正 平成 11 年 12 月 27 日条例第 43 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、会津若松市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(会長及び委員)

第 2 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は 60 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 指定地方行政機関の職員のうち市長が任命する者

二 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

三 県警察の警察官のうちから市長が任命する者

四 市長がその部内の職員のうちから指名する者

五 教育長及び水道事業管理者

六 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長及び市消防団長

七 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

6 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 3 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(所掌事務)

第 4 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 会津若松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

会津若松市災害対策本部条例

(昭和 37 年 会津若松市条例第 44 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、会津若松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(位置)

第 2 条 災害対策本部は、会津若松市に置く。

(災害対策本部長の権限等)

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部等)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策本部長への委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

会津若松市災害対策本部規程

(昭和38年 会津若松市告示第28号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市災害対策本部条例(昭和37年会津若松市条例第44号)第5条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、会津若松市災害対策本部(以下「本部」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長は、会津若松市副市長、会津若松市収入役をもって充てる。

2 災害対策本部員は、会津若松市部等設置条例(平成11年会津若松市条例第38号)に規定する部の部長、教育長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び水道事業管理者をもって充てる。

3 本部その他の職員には、別表第1に規定する者(災害対策本部長(以下「本部長」という。)災害対策副本部長及び災害対策本部員である者を除く。)をもって充てる。

(本部の組織)

第3条 本部に別表第1に規定する部及び課(班)を置く。

2 部長、課(班)長及び課(班)員は、別表第1に規定する者をもって充てる。

(事務分掌)

第4条 部及び課(班)の分掌事務は、別表第2に規定するとおりとする。

(災害対策現地本部の設置)

第5条 本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特にその必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置の場所を定めて、災害対策現地本部(以下「現地本部」という。)を設置することがある。

(災害対策現地本部長)

第6条 現地本部の長は災害対策現地本部長とし、災害対策本部の部長である者のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 災害対策現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所部の

職員を指揮監督する。

(災害対策現地本部の組織その他)

第7条 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、そのつど本部長が定める。

附 則 この規程は公布の日から施行する。

災害対策基本法について

1 法の趣旨

災害対策の体制の確立、責任の所在を明確にして防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置等必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資する目的をもって、この法律が定められたものである。

2 内容のあらまし

(1) 災害の範囲

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による被害、大規模な火事又は爆風による被害、さらにそのおよぼす被害の程度において以上のあげた被害と同程度のものを含み、例えば大交通事故又は大衆の雑踏により生ずる事故等があげられる。

(2) 防災に関する組織

- | | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|---|----------------------|
| ア | 中央防災会議 | 会長は内閣総理大臣 | } | 防災会議（委員、
専門委員、幹事） |
| | 防災基本計画の作成と実施の推進、内閣総理大臣の
諮問審議等を行う。 | | | |
| イ | 都道府県防災会議 | 会長は知事 | | |
| | 都道府県防災計画の作成等の業務を行う。 | | | |
| ウ | 会津若松市防災会議 | 会長は市長 | } | 災害対策本部
（臨時機関） |
| | 市防災計画の作成等の業務を行う。 | | | |
| エ | 非常災害対策本部（緊急災害対策本部） | 国 | | |
| オ | 都道府県災害対策本部 | 都道府県 | } | 災害対策本部
（臨時機関） |
| カ | 市災害対策本部 | 会津若松市 | | |

(3) 防災計画の策定義務

都道府県、市町村は、それぞれ防災計画及び国の指定行政機関等は防災業務計画を策定する。

(4) 災害予防

災害予防責任者（市長、その他の執行機関及び防災上重要な施設の管理者等）に対し、防災訓練、防災のため必要な施設、設備の整備及び点検等の業務を課し、災害予防に資すること。

(5) 災害応急対策

災害応急対策責任者は災害情報の収集伝達に努め、更に災害応急対策として災害救助法にもとづく救助のほか、警報、避難、交通の規制、漂流物の処理、清掃、防疫、その他必要な災害応急対策の基本的事項を定めている。

ア 会津若松市の応急措置

警戒区域の設定、消防、水防、救助等の応急措置の実施

イ 指定行政機関の長及び指定公共機関の長等の応急措置
防災計画にもとづく応急措置の実施

ウ その他

公用令書の公布、損失補償及び実費弁償、損害賠償及び被災者の応急救助措置として、公的徴収金の減免等を規定して応急救助の実施の円滑化を企画する。

(6) 災害復旧

災害復旧は原形復旧にとどまらず再度災害の防止のための施設の新設改良を併せて行うこと等を規定するとともに災害復旧の適正迅速化を企画する。

(7) 財政金融措置

激甚災害に対する国庫負担、国庫補助の制度の合理化と恒久的立法を行うべき義務規定等を定めて、災害対策金融の円滑化を図る。

なお、地方公共団体に災害対策基金制度の新設を図り、災害対策の臨時的経費の確保に努める。

(8) 災害緊急事態

国において激甚なる災害に際し、災害緊急事態の布告を行い、内閣総理大臣を長とする緊急災害対策本部を内閣府に設け、生活必需物資の配給譲渡等の制限禁止、物価又は役務等の対価最高額の決定、金銭債務の支払いの延期等の措置を講じて激甚災害応急対策の推進を図る。

3 指定公共機関、指定地方公共機関の災害対策基本法上の事務

(1) 業務に係る防災に関する計画の作成及び実施並びに国、県、市の防災計画の作成及び実施についての協力（法第6条第1項）

(2) 役員又は職員が市防災会議の委員となりうること。（法第15条第5項第7号、法第16条第5項）

(3) 市防災会議の行う資料の提出等の要求の対象となること。（法第21条）

(4) その処理すべき業務について、市防災計画の定めるものであること。
（法第42条第2項第1号）

(5) 市防災会議の会長等の行う防災計画実施の推進のための要請等の対象となること。（法第45条第1項）

(6) 災害予防の実施（法第46条第2項）

(7) 防災に関する組織の整備（法第47条）

(8) 防災訓練業務（法第48条）

(9) 防災に必要な物資及び資材の備蓄等の業務（法第49条）

(10) 災害応急対策の実施（法第50条第2項）

(11) 災害に関する情報の収集及び伝達（法第51条）

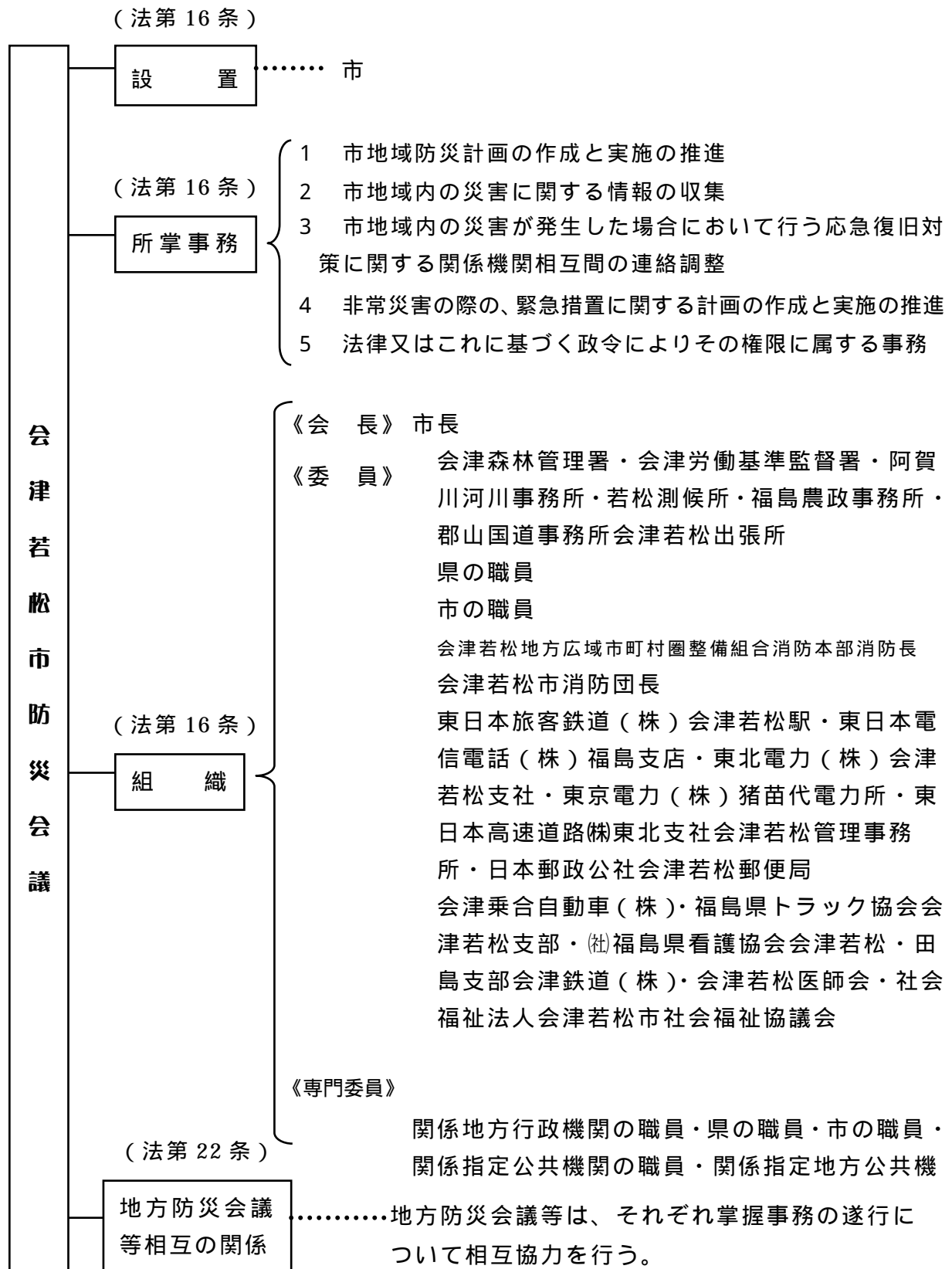
(12) 市長の行う伝達及び必要のある通知の対象となること。（法第56条）

(13) 災害時における応急措置の実施（法第80条）

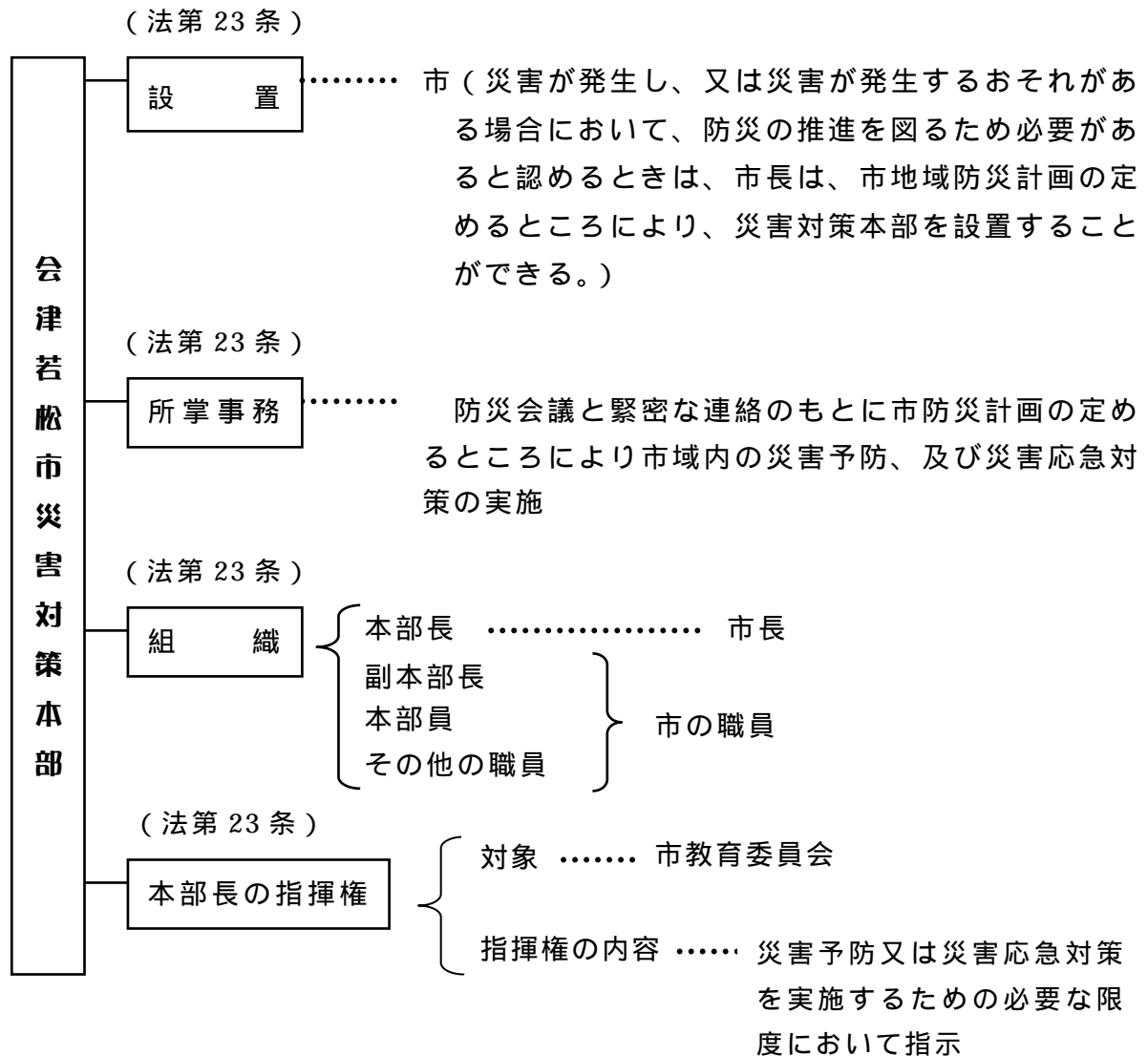
(14) 災害復旧の実施（法第87条）

〔災害に関する市の組織〕

(1) 防災会議とは



(2) 災害対策本部とは



災害救助法について

災害救助法は、昭和21年の南海大震災を契機として、各方面から強く要望されるところとなり、昭和22年の10月に制定された。

1 災害救助法による救助

本法による救助は

- (1) 災害に関する応急救助であること。
- (2) 被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- (3) 国の責任において行われること。
- (4) 地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われること。

2 災害救助の実施体制について

災害救助法による応急救助は、被災者の保護と社会秩序の維持を目的とするものであることから、適正かつ迅速な運用が要求されるものである。

- (1) 実施機関 都道府県知事（国の機関委任事務）
- (2) 協力機関 日本赤十字社
- (3) 都道府県知事相互間の応援
- (4) 補助機関 市町村

3 災害救助法の適用

- (1) 法による救助の要否は、市の区域単位に判定するものであること。
- (2) 原則として同一原因による災害によるものであること。
- (3) 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

4 適用基準

- (1) 市の区域内の住家の滅失した世帯が次の世帯数以上に達した場合
（令第1条第1項第1号 令別表第1）

市の人口	住家滅失世帯数
100,000人以上 300,000人未満	100世帯

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当市の区域内の被害世帯数が、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。
（令第1条第1項第2号 - 令別表第2）

県の人口	住家滅失世帯数
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000世帯

(令第 1 条第 1 項第 2 号 - 令別表第 3)

市 の 人 口	住家滅失世帯数
1 0 0 , 0 0 0 人以上 3 0 0 , 0 0 0 人未満	5 0 世帯

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、次の表に示す数以上であって、当市の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第 1 条第 1 項第 3 号 - 令別表第 4)

県 の 人 口	住家滅失世帯数
2 , 0 0 0 , 0 0 0 人以上 3 , 0 0 0 , 0 0 0 人未満	5 0 世帯

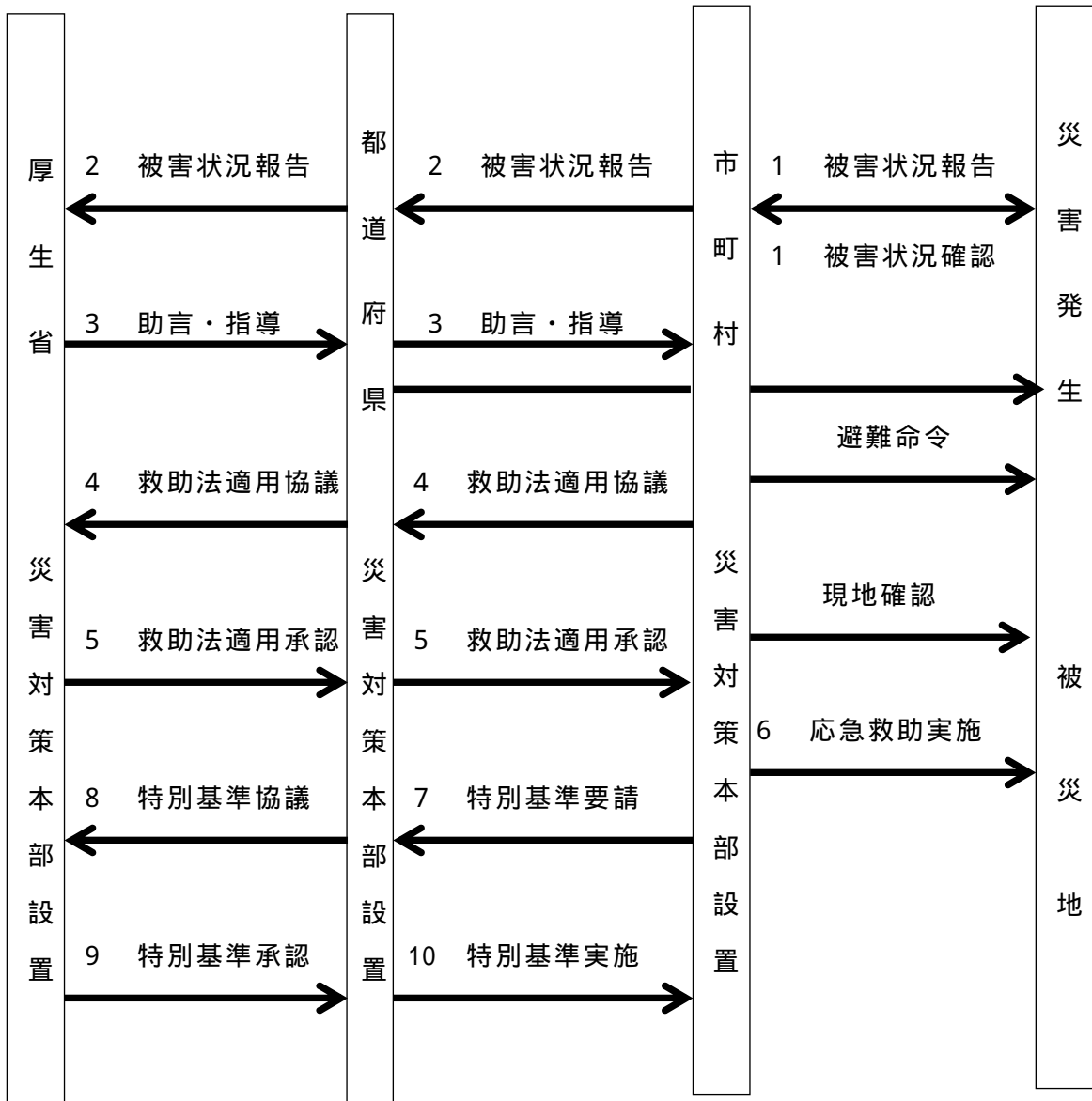
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであること。

(令第 1 条第 1 項第 3 号後段 - 厚生大臣へ協議)

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

(令第 1 条第 1 項第 4 号 - 厚生大臣へ協議)

災害発生から応急救助まで



被害の認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヵ月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

（「福島県災害救助法施行細則」別表第1、別表第2）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 （加算額） 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支給でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内								
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食1/3日）								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 全流 失	夏	17,300	22,100	32,600	39,200	49,500	7,200
						冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
					半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
冬	9,000	11,900	16,800	19,900		25,200	3,300					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所...社会保 険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の2割引以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない 場合は、以後「死体の捜索」として 取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった 住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪失 又は毀損し、就学上支障 のある小学校児童及び中 学校生徒(盲学校、ろう 学校及び養護学校の小学 部児童及び中学部生徒も 含む。)	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応 じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であ っても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情に よりすでに死亡している と推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過たものは一 応死亡したものと推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円 一時保存・検案 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 救護班以外は慣行料	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健婦、助産婦、看護婦 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

会津若松市地域防災計画

発行 平成 19 年 4 月

会津若松市市民部防災安全課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3-46

(0242) 28-1111 内線 2341